
◎ 議案第24号及び第25号追加上程

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第24号及び第25号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第24号及び第25号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第24号「令和8年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回、追加提案しました補正予算案は、中東情勢を受けた国の令和8年度補正予算（第1号）による重点支援地方交付金を活用したエネルギー支援に要する経費について措置するものです。

補正額は、一般会計5億2,999万円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,918億8,606万6,000円となります。今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、国庫支出金5億2,999万円であります。

続きまして、補正予算案に計上した事業の概

要について御説明いたします。

まず、宮崎県LPガス料金負担軽減事業は、LPガス使用世帯等に対して、ガス使用料金の一部を補助するものです。

次に、特別高圧電気料金激変緩和事業は、特別高圧で受電する中小企業等に対して、電気料金の一部を補助するものです。

今回の補正予算案に計上した事業は以上となりますが、今後も中東情勢が県民や事業者の皆様に与える影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な対策を講じてまいります。

次に、議案第25号についてです。

このたび、副知事、佐藤弘之氏より令和8年7月30日付で辞職したい旨の申出がありましたので、その後任として竹内大一郎氏を令和8年7月31日付で副知事に選任いたしたく、県議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山 衛議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。延岡市選出、公明党の工藤隆久です。今回も、県民の方からいただいた意見、また、自分の政治課題について質問したいと思います。通告に従いまして質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

先日、県立美術館に石村嘉成展を見に行きました。自閉症の方が親と共に歩んだ作

品の数々、その色彩感覚、構図に感嘆しながら母と鑑賞しました。子供たちも楽しそうに動物の絵をはしゃぎながら見ていました。

近年、国においては、博物館法改正などを通じ、文化施設の役割が、展示・保存中心から、教育、福祉、地域づくり、観光、交流を含めた地域社会の拠点へと大きく変化しております。

一方、本県の県立美術館・博物館は宮崎市内に設置されており、県北・県西地域の住民からは、「距離的にも心理的にもなじみが薄い」「子供を連れていく機会が少ない」といった声も伺っております。

特に、子供たちが本物の芸術に触れる機会は、感性や創造力、探求心を育む上で極めて重要であり、地域や家庭環境によって文化芸術体験に格差が生じることを懸念しております。

また、高齢者の社会参加や障がいのある方々の表現活動、不登校や孤立対策など、文化芸術が持つ福祉的・教育的価値には、全国的にも注目が集まっております。

他県では、移動美術館、学校との連携、地域巡回型展示、対話型鑑賞、地域イベントとの融合など、「待つ美術館」から「出向く美術館」への転換が進められております。

県立美術館は、単なる展示施設ではなく、県民誰もが文化芸術に触れ、交流し、感性を育むものです。

知事は、県立美術館を地域社会のインフラとして今後どのように位置づけ、県内全域へ文化芸術を広げていくのかお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

県立美術館は、本県の芸術文化振興の拠点と

して優れた作品を鑑賞する機会を提供し、県民の文化的生活の向上に貢献するとともに、美術作品を見ること、触れることにより、心の豊かさをもたらし、心のケアにもつながる、社会的価値を持つ施設であると考えております。

また、今御指摘がありましたように、優れた作品を展示するという場の提供にとどまることなく、各地域に収蔵作品を届ける「旅する美術館（タビビ）」などのアウトリーチ活動や、「みやざきデジタルミュージアム」としてネット上で収蔵作品を公開することにより、来館できない方を含め、多くの県民の方がいつでもどこでも気軽に展示物に触れる機会を提供しております。

県民の方々が豊かな生活を送ることができるよう、これらの取組をさらに進めるとともに、地域の多様な主体と連携・協力し、観光資源としての魅力を高め、地域活性化にも貢献することで、地域社会のインフラとしての役割を積極的に果たしていく必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○工藤隆久議員 ありがとうございます。地域社会のインフラとしての役割を積極的に果たしていくという強い答弁をいただき、大変ありがとうございます。前回は質問いたしました、博物館を含め、積極的な活用をお願いしたいと思います。

次に、美術館は母と伺いましたが、広く、日頃の運動不足の解消、また、違う感性との出会いによる脳の活性化などにもつながったと感じております。

美術館では近年、アートを活用した高齢者の孤立防止や認知症予防、障がいのある方の表現活動、不登校支援など、福祉と文化を横断した取組が全国的に広がっております。そのよさを

最大限に活用できる取組をお願いしたい。

そこで、福祉部局などと連携しながら、県立美術館のよさを最大限に活用できる取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 知事の答弁や議員の御質問にもありましたが、美術作品を見ることや触れることにより、心の豊かさや安らぎが得られ、感性や創造性が育まれるとともに、新たな世界をかいま見ることもできます。

これらの美術館が持つ多様な効果を福祉や観光、地域活性化策等に取り込むことにより、それぞれの施策に新たな付加価値をもたらすことが期待できます。

また、関係部局に限らず、隣接する図書館や博物館等と連携した取組も行うことで、美術館そのものの価値も高まり、利用者のさらなる増加につながるものと考えております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。孫と一緒に観覧するイベントや、おしゃべりオーケーナ日など、イベントの開催もやってみてはと思います。楽しく行きたくなる美術館、開かれた美術館の活用をお願いしたいと思います。

さきにも述べましたが、県北には美術館がございません。その視点も持って、広く政策を行っていただければと思います。

次に、共生社会の実現に向けての取組を伺います。

技能実習制度から育成就労制度に移行します。これは、実質的に外国人を育成し、日本で働き、地域で定着してもらう制度になったものと理解しております。

本県においても、様々な分野で外国人材の受け入れが進んでおります。単に働き手として受け入れるのではなく、地域の一員として暮らす時代へと変化しております。

そこで大事なのが、県民と外国人の方々が、互いの文化や価値観を理解し、地域で支え合う関係が築けるかどうかであります。

実際に外国の方に声をかけると、「地域との接点がなく孤立している」「日本人住民と交流する機会が少ない」との声も聞かれます。仕事以外で日本人と話す機会がない。また逆に、県民側にも「どのように接したらよいのか分からない」「文化の違いへの戸惑い」など不安の声もあります。今後は地域共生政策として進めていく必要があると考えます。

そこで、県として、多文化共生社会の実現に向け、在住外国人との交流の機会をさらに拡大していく必要があると考えるが、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 現在、人手不足等を背景に、在住外国人の増加と居住地の県内全域への拡大が進む中、多文化共生社会の実現のためには、在住外国人と県民が交流等を通じ、相互理解を深めていくことが大変重要であります。

このため県では、日本語や生活知識を学ぶ教室や日本文化体験イベントを県民と交流する形で開催するほか、在住外国人が出身国や地域の文化等を紹介する講座を実施すること等により、交流の促進を図っております。

今後とも、市町村や国際交流協会等と連携して、イベントや講座の開催地域をさらに広げていくとともに、連絡協議会や定期的に発行する広報紙における優良事例の共有等を通して、多様な主体による交流の場づくりの支援等に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。交流の場をきっかけとしてのつながりも大事ですが、私が問いたいのは、日頃からのつながりの

重要性であります。地域の一員として、外国の方を巻き込んでいく取組をお願いしたいと思います。また、交流イベントを、県央だけでなく、県全域で行っていただければと思います。

次に、大人の発達障がいについて伺います。

発達障がいは、2005年、発達障害者支援法が施行されてから広く認知されるようになりました。私の学生時代には聞き慣れない言葉でした。発達障がいがありながら、発見されず、自身も気づかず、人間関係で苦労されている方は多いと思います。また、雇用する側としても、この人は少し意思疎通が難しいなと気づいたとしても、どこに相談したらよいのか、どのように接したらよいのか分からないケースがあると聞いております。

発達障がいは診断までに時間を要すること、また、大人の発達障がいにおいては、診断後の支援体制、就労支援、企業支援など、多くの課題を抱えているのが現状ではないでしょうか。

発達障がいのある方は、適切な環境調整や支援があれば高い能力を発揮できる一方、職場でのミスマッチにより、早期離職につながるケースがあります。人手不足が深刻化する中、これは本人の問題だけではなく、企業や地域経済にとって大きな損失であります。

そこで今回は、雇用後に初めて発達障がいと判明した当事者と企業に対する支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 雇用後に初めて発達障がいであると判明した当事者については、早期に支援につなげていくことが重要であります。

このため県では、県内3か所に設置した発達障害者支援センターにおいて、医療、福祉、就労などの相談に対応しております。

また、県内7か所の障害者就業・生活支援センターでは、当事者に対して、職場訪問などを通じた定着支援や、就業に伴う悩みへの助言等を行うとともに、企業に対しては、各種支援制度の助言や、障がい特性に応じた仕事の進め方、人間関係の調整の仕方等への助言を行っています。

県としましては、当事者と企業が適切な支援へつながるよう、ホームページの活用等により、相談窓口や支援制度のさらなる周知に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。対応、助言はしておりますが、届いていないのが現状ではないでしょうか。周知、連携をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、継続して質問させていただきます。ひきこもり問題について伺います。

先日、山梨県のひきこもり施策を視察してきました。国からの指定を受け、令和5年度までひきこもり就労体験モデル事業を行ってまいりました。その後は国の事業でなくなったことから、県独自の事業として、現状ある事業、自立支援相談機関、福祉事業所、企業支援などを組み合わせた同様の事業を継続しております。

ここで大事なのが、現状の事業の横の連携で、ひきこもり者の就労支援を行っているということです。

そこで、この山梨県のような取組を検討し、ひきこもりの方を就労につなぐ取組が必要と考えるが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ひきこもりの方々の背景や課題は多様化しており、就労支援に当たっては、福祉と就労の連携が重要となっております。

このため県では、福祉や労働の幅広い支援機関で構成する連絡会議を通じ、横断的な支援を実施しております。

また、現場レベルでは、県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりコーディネーターの就労支援窓口への同行や、各関係機関と密に情報共有を行うなど、実際の就労につながるよう、より相談者に寄り添った支援を行っているところです。

今後とも、関係機関と連携しながら、ひきこもりの方本人やその御家族への切れ目ない支援の充実に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ここで重要なのが、新たな事業ではなく、横の連携で対応できるものであるとの確認でございました。ひきこもりの視点を持って対応していただければと思います。

次に、同和問題についてお伺いします。

先日、部落解放同盟宮崎県連合会の方と懇談しました。まず大事な視点が、この同和問題について、あまり触れるな、問題にするなという雰囲気があるのではないかということです。

部落差別の解消の推進に関する法律第2条には、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」と規定されております。

また、国及び地方公共団体の責務として、第3条の2では、「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方

公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」との規定があります。

触れるな、問題にするなどの理念は全くございません。あくまでこの問題は、部落差別は許されないとの働きを続けなければならない。この視点で以下の質問をしてみたいです。

まず、「人権に関する県民意識調査」が5年ごとに行われております。その中で、同和問題に関する質問事項もあります。

令和4年度の調査では、「仮にあなたにお子さんがいらっしゃるとして、そのお子さんが同和地区出身者の方と結婚したいと相談してこられた場合はどうされますか」との質問があります。一番多いのは、「子供の意思を尊重し、親として支援・助力していく」が33.7%です。

「子供の意思に任せる」と合わせると64.4%になります。反面、「認めない」など否定的な回答は12.3%です。

ここで問題にしたいのが、「分からない」との回答が20.6%あることです。この「分からない」は、同和問題について無関心なのか無知なのか、同和問題をなくすために活動されてきた当事者からは、「何十年にわたり活動してきた中で、この部分が一番怖い。長年やってきたが残念だ」と言われております。

そこで質問いたします。「人権に関する県民意識調査」における同和問題に関する調査結果について、県の受け止めと今後の対応を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東 収君） これまで県におきましては、日本固有の人権問題である同和問題の解決に向けて、国、市町村ほか関係機関と連携し、様々な啓発活動に取り組んでおります。

しかしながら、「子供が同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」という設問に対し、否定的な回答ですとか「分からない」などの曖昧な回答が一定程度あることは、同和問題に関する正しい理解が十分に浸透していない状況にあるとして、重く受け止めております。

今後とも、県民向けの講座や企業・団体等を対象とした研修、啓発用パンフレットの作成・配布など、あらゆる手法により、同和問題の解決に向けて粘り強く取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。「愛の反対は憎しみではなく、無関心である」、これはマザー・テレサが残したとされる非常に有名な言葉です。愛と憎しみは、相手に関心があるという点では共通しておりますが、無関心は、対象の存在すら認めない究極の断絶であるという意味が込められています。当事者は我々世代でこの問題を解決したいとの思いでやられている。ぜひその気持ちを酌んでいただければと思います。

次に、同和教育を担当することになった教員が、部落解放同盟宮崎県連合会との共同作業、勉強会などを行うことに対して、周りの教員から「大変だね。いろいろあるんじゃないの」といった声があったと聞いています。非常に残念であると思います。この声をかけられた先生は「非常に不安が募った」と言われております。同和問題をなくすために教える側の教員が問題を軽く見ているのではないかと。

そこで、教職員に対して同和問題に関する研修をどのように行っているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒に同和問題を人権問題として正しく伝えるためには、まず

は教職員が正しく理解し、人権意識を高める必要があります。

そのため教育委員会では、全ての教職員が同和教育の推進に関わっていくよう、各学校で同和教育をリードする管理職や人権教育担当者を対象に、専門家による講話や同和教育の進め方に関する研修を実施しております。

また、県立高校において、拠点となる学校の教職員を人権教育研究員として任命し、地域の学校及び教職員に対し、各地域の同和問題に関する研修等を行っております。

さらに、全ての教職員が同和教育を適切に行えるよう、指導資料や実践事例等を集約した「宮崎県人権教育アーカイブ」を県教育研修センターのホームページに掲載し、研修の充実に努めております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。全教員がこれは重大な人権問題だとの認識を持てば、こういう言葉は出てこないと思います。日本固有の人権問題であるとの認識を持って、誰でも同和問題を教えられるように研修をお願いいたします。

次の質問に移ります。

現在、漢方薬の原料などは、90%以上が中国などから輸入されていると伺っております。この問題解決に、漢方薬の原料となる薬木を栽培している方がおられます。野菜と違い、数年で結果が出ない、木の実がなり、成分が漢方薬に適して初めて結果が出るもので、それには10年単位の歳月がかかります。農地利用する際、この点が問題になります。土地を借りたが、3年で原状回復して返してくれと言われて、困っておられました。

そこで、遊休地などの有効活用のための農地バンクがございしますが、農地バンクから耕作者

への農地の貸付期間の現状について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の農地バンクは、耕作者への農地の貸付期間を、10年以上の長期を基本に運用しております。

また、耕作者の経営の安定や発展に資するよう、貸手の意向等も踏まえながら、さらに長期の貸付期間を設定するなど、柔軟に対応しております。

この結果、令和7年度末の貸付件数のうち、期間が10年以上のものは約6割を占め、果樹などの栽培期間が長い品目の場合には、20年を超える事例もあります。

県といたしましては、今後も、耕作者にとって、安定的な農地の確保や規模拡大につながるよう、農地バンクの制度周知に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。長期の貸付期間があるということは、大変強力な支援になると思います。個別適切に相談に乗っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、貸切りバスについてお伺いします。

貸切りバスは公定の料金があり、物価高騰などに対応して設定されており、そのため料金が高騰し、貸切りバスの利用が減っていると聞きしております。

美術館の活用等で貸切りバスを使う、部活動での遠征で使う、県内観光ツアーで活用するなど、活用方法は様々あると思います。

そこで、貸切りバス事業者が厳しい経営状況にある中、スポーツ合宿や観光での貸切りバス利用促進が必要と考えるが、県の取組を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、

重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている県内の観光関連事業者を支援するため、スポーツ合宿や団体旅行を通じた滞在型観光を促進し、地域観光産業の活性化を図る中で、貸切りバスの利用に対する支援を行っております。

具体的には、本県でスポーツ合宿を実施する団体を対象に、貸切りバスの借り上げ費用について5万円を上限に助成するものです。

また、本県での修学旅行や宿泊つきバスツアーを実施する旅行会社等に対して、貸切りバスの借り上げ費用を1台につき1日当たり3万円を上限に助成しております。

県としましては、これらの事業の周知徹底を図り、スポーツ合宿や団体旅行の誘致を推進することで、貸切りバスの利用促進につなげてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ぜひ日帰りのほうにも拡張していただければと思います。

続けて、昨年6月にも質問しましたが、市街化調整区域についてお伺いします。

6月議会での知事の答弁は、「安心・安全で持続可能なコンパクトなまちづくりを進めており、この中で、線引きについては、当面、維持することとされております。線引きの見直しに当たりましては、今後とも市町と連携・調整を図り、地域の実情等を考慮しながら適切に対応してまいります」との答弁でございました。

また、9月の内田議員の質問に関しましては、都市計画マスタープランの改定について、「事前復興まちづくり計画の考え方などを追加する予定であります。また、東九州自動車道、九州中央自動車道、細島港などの整備進展に伴い、新たな産業拠点の形成が必要とされる場合

には、関係機関と調整を図った上で、計画的な整備を行う方針を示すこととしております」と答弁しております。

担当課に確認しましたところ、今回の都市計画マスタープランの改定において、市街化調整区域の線引きは変わりませんでした。昭和45年のままです。これはどういうことなのか、ちょっと私には分かりかねるところです。

また、市町において、計画的な地区計画の整備状況は現状ないとも聞いております。答弁にあった災害に強いまちづくりを、県と市が連携して、しっかりと進めていただきたいと思います。

先日、延岡市の都市計画関係課の方に、企業誘致、ホテル誘致の件で相談に行き、話を伺いましたら、「市街化調整区域は県が決めている。私たちは従うだけです」といった趣旨の発言がありました。

そこで、産業立地や災害に強いまちづくりの実現に向けた県の取組と、都市計画区域マスタープランにおける線引きの有無について延岡市の意見は反映されているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 市街化調整区域への企業立地や移転につきましては、市町が地区計画を策定することで可能となることから、県では、地区計画に関する勉強会を開催するなど、課題解決に向けた取組を支援しております。

また、災害に強いまちづくりに向けて、今回改定した都市計画区域マスタープランでは、事前復興まちづくり計画の考え方や検討すべき事項を追加し、市町の計画策定を促すこととしております。

なお、今回の改定では、延岡市の区域区分、

いわゆる線引きは、当面、維持することとしており、その決定に当たっては、都市計画法に基づく人口の動向や土地利用の状況に関する調査結果、さらには延岡市の意見も踏まえ、総合的に判断しております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。しっかりと延岡市の意見も聞いていただいていると思います。市街化調整区域の見直し、地区計画を進めるための責任の所在はどこにあるのかを明確にしたいと思い、質問させていただきました。改めて、津波があった際、延岡市の沿岸地域にある工場は大丈夫なのか、移りたくても移れない方に対してどう政治が動くのか、今後とも連携した検討をお願いしたいと思います。

多くの議員が質問しているとおり、イラン情勢の中、様々な弊害が出てきているのは明らかでございます。今回、私が聞きたいのは、現状の公共事業における入札状況についてです。

質問いたします。公共工事を円滑に進めるために、入札不調対策にどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原 学君） 公共工事の入札不調は、配置技術者等の減少や山間部の工事など施工条件の厳しさが要因と考えられ、今後は、中東情勢による資材の価格高騰や供給不足に伴う影響も懸念されます。

このため、資材価格や労務単価の変動を適切に予定価格へ反映するとともに、発注時期の平準化や、配置技術者の専任要件緩和のほか、入札参加者の地域要件の拡大など、受注しやすい環境づくりに取り組んでおります。

また、昨年4月からは、資材の調達や技術者の配置がより柔軟に行えるよう、工期の余裕期間を最大6か月に拡大したところです。

今後とも、建設関係団体と意見交換を行い、

地域の実情の把握に努めるなど、公共工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。計画的に進められている公共事業でございますので、順調に、かつ建設事業者などが余裕を持って行えるようお願いしたいと思います。不安定な世界状況、資材が入ってこない中でどのように進めていくのか、現場の状況を把握し、進めいただければと思います。よろしくお願いいたします。

文科省の令和6年度調査では、小中学校の不登校は35万3,970人で過去最多、近年は小学校段階での増加が目立ち、低年齢化が大きな論点です。

原因として、第1に、無気力・不安と分類されるが多いが、その内実は十分に分かっていないという問題がございます。文科省委託の要因分析調査も、無気力に至る経緯や要因が明らかではなく、実態把握が不十分だとしております。

第2に、コロナ禍以降、生活のリズム、対人関係、家庭環境、学校への意識が変化したことが指摘されております。文科省も、登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童への早期支援の課題、生活リズムの不調などを背景として挙げております。

第3に、学術論文では、不登校は、身体的症状、性格特性、家庭・社会的要因が絡む状態であり、頭痛・腹痛など心身症状として現れることもあると整理されております。

専門家、国の資料で共通する見方は、単一要因ではなく複合要因です。現場の支援施設や関係者からも、単に学校に行けないという問題ではなく、睡眠不足や昼夜逆転、スマートフォン等による生活リズムの乱れ、家庭の孤立、発達

特性への対応不足など、子供の生活環境全体に課題を抱えるケースが増えているとの声があります。

逆に、自然体験や外遊び、小集団での活動、自主性を尊重した学習などを通じ、生活リズムや意欲を取り戻し、再び学びにつながっていく子供もいると聞いております。不登校の背景には、教育委員会だけでは対応し切れない、福祉、医療、子育て支援、地域コミュニティー、家庭支援など、社会全体の課題が複雑に絡み合っているのではないのでしょうか。

そこで、不登校の低年齢化について、知事部局も一体となって取り組むべきと考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の小学校の不登校児童数は、直近の令和6年度で1,053人となっており、新型コロナ蔓延前の令和元年度の337人と比較すると3倍以上になっております。不登校の低年齢化への対応は、極めて重要であると考えております。

現在、県では、子ども・若者プロジェクトにおいて、安心して子育てできる教育環境をつくることを目指し、不登校児童生徒支援の拠点となる「コネクト」の開設、スクールカウンセラーの全公立学校への配置などの取組を行ってきております。

さらに、知事部局と教育委員会が連携した取組として、不登校を含む諸課題の未然防止を図るために、幼児期から小学校入学までを円滑に接続する幼保小連携を進めております。

また、幼児期からの様々な相談に応じることができる子ども・若者総合相談センター「わかば」等による支援も行っております。

今後も、不登校が低年齢化している現状を踏まえ、関係部局一体となって、包括的な支援体

制の整備に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。本当に子供は未来でございますので、しっかりと関係部局一体となってやっていただければと思います。

続けて、国の教育DX・教育人材政策の資料では、子供が多様化する中で、紙ベースの一斉授業は限界と明記され、「そろえる教育」から「伸ばす教育」へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを両立させる必要があるとされております。

低年齢化の背景には、一斉授業・集団適応を前提とした学校教育の限界があるのではないかと。個別最適な学びと協働的な学びの必要性が高まっています。

宮崎県は「ひなたの学び」を進めており、非常に有効な方向性だと考えております。

そこで、不登校対策における学び合いや探究学習は有益だと考えるが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所であることが不登校の未然防止になることから、学校生活で最も多くの時間を過ごす授業を魅力あるものにする必要があります。

教育委員会では、児童生徒が自ら学びに向かう力を育む魅力ある授業づくりのため、一人一人が問いを持ち、仲間となって学び合い、課題を解決する「ひなたの学び」を推進しております。この中では、議員の御質問にもありましたとおり、学び合いや探究学習を重視しており、これらの学習を通して、共感的人間関係を育み、自己存在感を与える場となることから、不登校対策の観点からも有益な実践だと考えております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ぜひ「ひなたの学び」を、主体的・対話的な学びにより、考えを深める児童生徒の育成を全県下の教員が行えるようにお願いしたいと思います。

次に、大人の発達障がいについては質問しましたが、子供の発達障がいに関連して質問いたします。

発達障がいの支援については、療育や教育支援、放課後等デイサービスなど、子供本人への支援体制の充実が進められております。

一方で、現場の保護者の方々から話を伺う中で、私は、診断を受けた親への支援が十分であるのか、強い課題意識を持っております。

ある保護者の方は、「突然お子さんには発達障がいがありますと告げられ、さらに遺伝の可能性もありますと説明を受け、自分自身を責め続けた」と語っておられました。

また、これは別の方ですが、「子供とどう向き合えばいいのか分からない」「将来への不安を誰にも相談できなかった」「周囲に理解されず孤立した」といった声も少なくありません。

幸いその方は、放課後等デイサービスの園長と日常的に会話を重ねる中で、「大丈夫ですよ。一緒に考えていきましょう」と寄り添われ、心が救われたと話されておりました。しかし、誰もがそのような出会いや支えに恵まれているわけではありません。

発達障がいは、子供本人だけの問題ではなく、家庭全体の不安や孤立に関わる問題であります。親が孤立し、不安を抱え込めば、結果として子供の成長環境にも大きな影響を与えます。だからこそ私は、親を支えることは子供を支えることにつながると考えます。

そこで、発達障がい児の保護者に対する支援について、県の取組を福祉保健部長にお伺いし

ます。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 発達障がい児の支援においては、子供の成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する保護者に対して、その気持ちに寄り添うことが重要であると考えております。

県では、発達障害者支援センターで、保護者等からの発達障がいの診断に関する問合せや、子供のために家庭でできる取組についての相談に対応しているほか、発達障がい児の子育て経験のある親をペアレントメンターとして養成し、派遣を行っております。

県としましては、保護者が孤立することなく安心して子育てできるよう、支援に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。発達障がいと診断された後、保護者からは「どこに相談すればよいのか分からない」「一人で抱え込んでしまう」といった声が聞かれます。県として、診断直後の保護者に対する相談窓口や支援体制を分かりやすく周知していただければと思います。また、継続的に伴走できる仕組みをお願いします。

これまで私は、医療的ケア児者・重症者のレスパイト支援等を繰り返し質問してきました。しかし、現場の声を伺う中で、もう一つ支援から取り残された存在がいることを痛感しております。それが障がいのある方のきょうだいです。幼い頃から親に遠慮し、我慢を重ね、時には介助や見守りを担いながら育つ、自分がしっかりしなければならない、将来は自分が面倒を見るしかない、そうした重圧を抱えながら生きている方は少なくありません。

中には、進学や就職、結婚、人生設計そのものに影響を受けているケースもあります。さら

に、障がいがある兄弟姉妹のケアを日常的に担う中で、いわゆるヤングケアラーの状態となっている子供たちも存在しております。現状では、障がい者本人への支援、保護者支援はあっても、きょうだい支援は制度のはざまに置かれ、十分な光が当たっているとは言えません。

国は現在、ヤングケアラー支援について、福祉、医療、教育の連携を進め、自治体による実態把握やコーディネーターの配置を進めております。これは家族だけにケアを背負わせない社会へ転換している流れではないでしょうか。県として、障がい者兄弟姉妹の実態把握や相談支援、居場所づくり、心理的ケアなどの体制づくりが必要だと思います。

そこで、障がい者のきょうだいへの支援について、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） きょうだいが家庭の事情により、介護や世話等を過度に行う、いわゆるヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題として表に出にくく、支援に至らないという課題があります。

そのため県では、専門相談員による相談対応や学校・県民向けに研修会を実施する子ども・若者総合相談センター「わかば」を県内全ての中高生に対し周知するとともに、市町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携しながら、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることとしております。

今後とも、市町村や教育委員会等と十分連携しながら、支援の必要な方が安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。本当に取り残されていると常々感じております。ヤングケアラーだけではなく、社会に出たきょう

だいもおります。心理的なケア、相談するという認識すら持てないきょうだいもいらっしゃいます。当事者同士の連携なども含め、進めていただければと思います。

障がい者にきょうだいがいれば、しっかりフォローしていく体制、少なくとも声かけだけでもしていただければと思います。「やっています」という問題ではないと痛切に感じております。

地域医療・福祉についてお伺いします。

まず、県立病院についてでございます。

コロナが5類に分類されても、依然、厳密な面会制限がされており、1日2人から3人まで、面会時間は30分までなど、入院患者は治療目的で入っておりますが、家族に会えず、話もできず、孤独であろうと思います。

また、家族も電話などで話はできても不安です。会うことは非常に重要であろうと思います。臨終の際の立会いも心配です。果たして患者に寄り添った病院経営なのでしょうか。

また、子供は、感染症対策で中学生以下は面会禁止などもございます。入院中に子供と会えるだけで、どれだけ患者が癒やされるか。

感染症対策として、面会制限はある程度必要であるとは思いますが、そこで、県立病院での面会における子供や人数等の制限について、制限の緩和や柔軟な対応が必要と考えるが、病院局長の考えをお伺いします。

○病院局長（重黒木 清君） 入院患者への面会機会の確保は、患者や家族の不安を和らげるとともに、退院を円滑に進める上で大変重要なものです。このため県立病院では、新型コロナの5類移行後、面会制限の緩和を進めてまいりました。

一方で、県立病院は高度急性期医療を担って

おり、院内には免疫力が低下した重症患者などが多く入院されております。また、一般的に子供は感染リスクが高く、意図せず病原体を持ち込むリスクが否定できないため、面会には慎重な判断が必要となっております。

このような観点から、各病院におきまして面会ルールが定められているところでありますが、患者や御家族の状況に応じた個別の相談には柔軟に対応しており、今後とも、利用者に寄り添った適切な病院運営に努めてまいります。

○工藤隆久議員 柔軟な対応をしていただいているということですが、私もその現場にいたときに、3人連れの子供が来たら普通に帰されていまして、なかなか柔軟な対応ができているのかなと疑問に思うところがございます。しっかりと柔軟な対応の徹底をお願いしたいと思います。

先日、障がいのあるお子さんを育てておられる保護者の方から切実な御相談をいただきました。その方は、御自身が体調を崩し、一時的にお子さんの世話が十分にできなくなったことをきっかけに、もし自分に何かあったら、この子はどう生きていくのだろうかという強い不安を抱くようになったそうです。そして、将来について相談できる窓口を宮崎県内で探されたとのことでした。

しかし、制度やサービスの説明ではなく、親亡き後のことを含め、暮らし全体と一緒に考えてくれる相談先が見つからず、最終的には大分県佐伯市の相談窓口まで足を運び、話を聞いてもらったと伺いました。

私はその話を聞き、本当に申し訳ない気持ちになりました。宮崎で暮らし、宮崎で子育てをし、宮崎で必死に家族を支えて暮らしている県民が、将来への不安を相談するために県外まで

行かなければならない。これは単なる相談窓口の不足という話ではなく、障がいのある方とその家族の将来への安心を、県として十分に支え切れていないという現実ではないかと感じております。

親亡き後の支援は、親が亡くなった後に慌てて考えるものではありません。親が元気なうちから、住まい、就労、医療、金銭管理、成年後見、意思決定支援なども含め、本人が地域で安心して暮らしていける準備を進めていくことが重要です。そして、これは障がいのある子を持つ親の共通的な悩みであると思います。

現状では、制度ごとに相談先が分かれ、家族自身が情報を探し、つなぎ合わせなければならない状況でございます。本当に必要なのは、本人の人生全体に寄り添い、将来設計を伴走できる支援体制であり、それを担う人材育成ではないでしょうか。

そこで、障がい者の保護者が抱える悩みは親亡き後の生活であると考えてるが、県としてこの問題にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 親亡き後の問題について、障がいのある方やその御家族は、将来に向けた生活設計や、そのために今何をすべきのかなど日々悩まれており、極めて切実な問題であると重く受け止めております。

居住の場の確保や財産の管理など、様々な課題が複雑に絡み合っておりますので、御家族がどこに相談すればいいのかと悩み、孤立することがないように、地域社会全体で支え合う体制の構築が何より重要であると考えております。

このため、県としましては、身近な地域で誰もが安心して相談でき、適切な支援へと確実につながる相談支援体制を強化するなど、障がい

のある方やその御家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、しっかり取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。これは本当に障がいのあるお子さんがいらっしゃる親の共通の認識であると思います。しっかりと取り組んでいただければと思います。

えてして、現状の対策に親は責任を負いますが、あまり考えないようにしていると思っております。しかし、将来が見えてくると安心感が生まれ、希望が持てます。相談体制の確保を強くお願いしたいと本当に思います。今後の県の対応をしっかりと見守っていきたいと思います。

先日、障がい者施設を運営されている方からも切実なお話を伺いました。「グループホームなど地域で暮らせる方はそれでよい。しかし現実には、施設でなければ支え切れない障がい者の方もいらっしゃいます」との言葉でした。

特に、精神疾患を伴う方や強い行動障がいのある方については、家族だけでは支え切れないときがあります。また、県北では救急車を受け入れる精神科病院はなく、実質的に一時保護のような形で受け入れている施設もあるのが現状でございます。地域移行や地域共生社会の理念は大変重要ですが、一方で、現場では、命を守る最後のとりでとして、入所施設が担っている役割は非常に大きいと感じております。

また、障がい者施設の老朽化については、これまで多くの県議会議員も指摘してきた課題であり、現場から不安の声も上がっております。国において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など、施設整備や防災・老朽化対策への支援制度も用意されています。もはや課題認識の段階ではなく、県としてどう動くかが問われて

いるのではないのでしょうか。

そこで、入所施設の役割の重要性を踏まえ、施設の老朽化対策として、建て替えや改修に対する支援の在り方について、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 入所施設は、重度障がいの方への専門的支援や緊急時の受入れなど、地域に不可欠な社会基盤として多面的な役割を担っており、その役割を持続させることは極めて重要であります。

現在、多くの施設で老朽化が進行する中、時代の変化や利用ニーズに即した機能をどのように維持していくかは重要な課題でありまして、昨年度、国においても、利用者の暮らしの質を向上させる個室化のほか、災害時における拠点機能の強化などが今後のあるべき姿として示されたところであります。

そのため、入所施設の整備に当たりましては、地域において施設が果たすべき役割や付加すべき機能の在り方を踏まえ、多方面からの検討が必要であると考えております。

県としましては、施設関係者や市町村等と丁寧な対話を重ね、将来を見据えた持続可能な支援体制を共に描き、障がいのある方一人一人が自分らしい人生を送ることができる社会の実現にしっかり取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。施設でしか救えない、見られない、ケアできない方もいらっしゃると思います。その現実、そして施設が老朽化し、使用できなくなる可能性が現実としてあることを直視し、早急な対応をお願いしたいと思います。

三重県の医療的ケア児者支援の取組について視察してまいりました。これは、医療的ケア児者支援事業者の方から「ぜひ三重県に行って視

察してきてほしい」と言われて行かせていただきました。

三重県では、医療圏ごとに継続的な研修や事例共有、課題検討も行われており、医療的ケア児者コーディネーターが単なる資格取得者ではなく、地域の医療、福祉、教育をつなぐ実践的な存在として機能していると感じました。

一方、宮崎県内の医療的ケア児者支援事業者の方々からは、「コーディネーターが何をしているのか見えない」「市町村に置かれていることで連携できていると思うのは勘違い」「実際には相談支援や横のつながりが十分に機能していない」といった切実な声も伺っております。

宮崎県においても、医療的ケア児者コーディネーターの養成は継続して行っておりますが、養成しただけで終わりとなり、現場や利用者支援につながっていなければ、本来の目的を果たしているとは言えないのではないかと感じております。

制度を整えることが目的ではなく、医療的ケア児者とその家族が、相談できた、支援につながったと実感できる支援体制を構築することが重要であります。

そこで、養成した医療的ケア児者コーディネーターについて、県として、今後どのように活用し、現場支援や多職種連携につながる実効性ある体制として機能させていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 医療的ケア児等コーディネーターは、医療、保健、福祉、教育など、各分野との連携や調整を行う役割を担っており、昨年度までに285名を養成しております。

これらの方々には、市町村や医療機関、福祉の事業所で活動しており、地域における支援の中

核となる重要な存在であると考えております。

このため県では、具体的な連携手法を学ぶ研修会を実施するなど、市町村等と連携しながら、地域の多職種連携を推進することとしております。

今後とも、コーディネーターの養成を進めるとともに、地域でより実効性のある現場支援を行う体制づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 285名、大変多いと思います。しかし、この方たちが実質的にしっかり動いているのか。養成で終わらず、その方々に活躍してもらって初めて意味があると思います。よろしくお願いいたします。

同じく、大阪府の訪問看護についての取組を視察してきました。

大阪府では、訪問看護教育ステーションの設置や管理者研修、同行訪問支援、新任訪問看護師育成支援など、訪問看護師を養成して終わりにせず、地域全体で育成・定着につなげる体制づくりが進められておりました。

医療的ケア児者の対応には、高度な知識と技術、さらには家族支援、多職種連携が必要であり、現場からは、「医療的ケア児者に対応できる訪問看護師が足りない」との声も聞かれております。

宮崎県において、高齢者や医療的ケア児者が地域で安心して暮らしていくためには、訪問看護師の確保と専門性向上は極めて重要であると考えます。

そこで、医療的ケア児者や高齢者に対する専門的な技術の習得など、訪問看護に従事する看護師にどのように支援を行っているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 医療と介護の連携が求められる中、訪問看護に従事する看護

師のスキルアップは大変重要であると認識しております。

このため県では、訪問看護師の技術向上に向け、キャリアに応じた階層別の研修や、医療的ケア児に対応するための講習会を開催しております。

さらに、看護師が診療の補助として、訪問先で迅速かつ適切に一部の医療行為ができる特定行為研修への派遣について、訪問看護事業所等に補助を行っているところです。

県としましては、今後とも引き続き、関係団体と連携しながら、訪問看護師の資質向上を支援してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。運営面についても支援を行っているのかとの質問をするところでしたが、時間が来ましたので終わりたいと思います。適切な回答を大変ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い質問いたします。

先月、政府のインテリジェンス機能、いわゆる情報活動機能の強化を目的とする国家情報会議設置法が国会で可決・成立いたしました。この法律は、総理大臣を議長とする国家情報会議を新たに設置するとともに、これまで情報収集・分析を担ってきた内閣情報調査室、いわゆる内調を国家情報局へと再編し、政府全体の情報収集・分析機能を強化するものです。

ロシアによるウクライナ侵攻、中国をめぐる東アジア情勢の緊張、国際テロやサイバー攻撃の高度化など、近年、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。昨今では、認知戦という新しい概念も登場し、SNSやAI

などを駆使し、偽情報や扇情的な情報を流すことで、人々の認識、価値観、判断力を意図的に操作・誘導し、社会の分断や混乱を引き起こす情報戦略が取られております。

そうした背景を受け、正確な情報収集と分析能力の強化、国としての情報力の向上が重要であることは理解できます。

一方で、国会審議では、情報機関の権限拡大に伴う個人情報やプライバシー保護の在り方、政治的中立性、情報機関のチェック機能の在り方等について指摘、議論されております。また、住民の監視強化、市民運動、政治活動が阻害されるのではないかと、そういった心配や、日本国憲法に定める思想・良心の自由の侵害を懸念する声も上がっています。

安全保障の強化と国民の権利・自由の保障をいかに両立させるかは、地方自治体にとっても無関係な問題ではありません。国民の個人情報を扱う自治体行政の立場からも、県として今後の国の動向をしっかりと注視していく必要があると考えます。

そこで、国家情報会議設置法成立に対する知事の受け止めについて伺います。

以上を壇上からの質問とし、後の質問については質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

国家情報会議設置法は、内閣に、重要情報活動や外国情報活動への対処に関する重要事項を調査審議する機関を設置するもので、これは、複雑で厳しさを増す国際環境において、国家としての情報力を高めるためのものであると認識しております。

一方で、情報収集におけるプライバシーの保護は極めて重要であるため、国会の附帯決議の

中でも、個人情報保護法等の法令を遵守し、プライバシーが侵害されることのないよう、十分な配慮を行うことが求められております。

これらの附帯決議を踏まえ、今後、政府において適切な運用がなされるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。ただいま答弁にありました附帯決議については、法的な拘束力はありません。政府は今後、スパイ防止法制定や対外情報機関創設も視野に入れております。権限が拡大する機関に対し、しっかりとチェック機能を盛り込み、暴走に歯止めをかける仕組みを構築しなければなりません。今後も国の動きに注視し、声を上げていきたいと思っております。

続いて、移住定住・関係人口創出に関して質問いたします。

先日、国勢調査の速報値が公表されました。令和7年10月1日の宮崎県の人口は101万8,904人で、5年前と比較すると5万672人減少しております。

人口減少は、地域経済の縮小や担い手不足、地域コミュニティの維持、公共交通や医療・福祉サービスの確保など、県民生活のあらゆる分野に影響を及ぼす深刻な問題です。

少子化や人口流出の問題に対し、県としてもこの間、結婚、出産、子育ての支援、若者の県内定着に向けた施策などを行ってきました。あわせて、県内各自治体もそれぞれ移住定住政策に力を入れてきております。

それでは初めに、本県の移住実績の推移について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 本県で把握している移住世帯数は、県と市町村がそれぞれ公的な施策により把握した数値でありまして、U

I J ターンセンターを設置しました平成27年度より統計を取っているものであります。

御質問の推移につきましては、平成27年度の202件から増加傾向にあり、令和5年度は過去最高の1,877件となりましたが、その後はやや減少しております。

○永山敏郎議員 令和5年度は都城市の移住政策が話題になりました。そのため、移住が大幅に増えており、県全体の移住実績の牽引になったものと認識しております。その後はやや減少とのことですが、長いスパンで見ますと、増加傾向にあるのは間違いありません。

また一方では、全国的な人口減少が進む中で、自治体同士が限られた人口を奪い合うだけでは、根本的な解決にはつながらないとの指摘もあります。

近年は、働き方や暮らし方の多様化により、都市部と地方を行き来しながら生活する二地域居住や、継続的に地域と関わる関係人口という考え方が注目されております。必ずしも移住という形にこだわらず、仕事や趣味、地域活動、ふるさと納税、ワーケーションなどを通じて地域とつながりを持つ人々を増やしていくことは、将来的な移住定住の促進だけでなく、地域の活力維持や新たな担い手の確保にもつながるものと期待されています。

二地域居住とは、都市部に生活の拠点を置きながら、地方にも住まいを持ち、仕事や余暇、地域活動などを通じて継続的に地域と関わる暮らし方です。旅行や出張といった一時的な滞在とは異なり、日常的かつ定期的に都市部と地方を行き来して、それぞれの地域で生活する点が特徴です。

国においても、地方創生の重要施策として二地域居住の促進を掲げ、関係人口の創出や地域

活性化につなげようとしております。

令和6年10月には全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームも設立され、全国の多くの地方公共団体や民間企業、関連団体等が参加し、様々な移住政策等、官民マッチングの連携を進めております。

また、二地域居住の促進のため、市町村が特定居住促進計画を策定することが可能になりました。さらには都道府県も、特定居住拠点施設や重点地区を定めた広域活性化計画を策定することが可能です。

そこで、二地域居住促進のための広域的地域活性化基盤整備計画及び特定居住促進計画の本県における策定状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 人口減少が進む中、新たな人の流れを創出し、地域の担い手を確保するためにも、二地域居住は有効な取組の一つと考えております。

御質問の各計画につきましては、二地域居住に関する受入れ環境を整えるため、県が広域的地域活性化基盤整備計画を、また市町村が地域の特性を踏まえた特定居住促進計画を、双方が綿密に連携して作成することが求められておりますが、市町村における基本的な方針の検討が進んでいないことや、二地域居住者の実態把握などの課題がありますことから、現時点で県、市町村ともに計画を作成しておりません。

○永山敏郎議員 先ほど紹介いたしました官民連携プラットフォームにつきましても、今のところ、県内自治体からの参加はないということでありました。

また、県の広域的地域活性化基盤整備計画につきましては、隣県であります大分県、熊本県、鹿児島県では策定済みであり、これら隣県

と比較すると、本県は後れを取っているように感じます。移住定住や関係人口に関しては県内市町村でも議論されているようですが、この二地域居住に関する計画については議論が進んでいないようであります。

宮崎県は、豊かな自然環境、温暖な気候、食や農業など多くの魅力を有しております。移住定住よりハードルの低い二地域居住の促進に向け、本県の強みを生かした戦略的な取組、市町村との連携を期待いたします。

続いて、関係人口について質問します。

関係人口とは、観光客のような一時的な来訪者でもなく、移住者でもないものの、地域に継続的かつ多様な形で関わる人々を指します。さきの二地域居住とまではいかなくとも、ふるさと納税や地域活動への参加、ワーケーション、地場製品の購入、SNSを通じた情報発信など、その関わり方は様々です。

人口減少が進む時代においては、どれだけの人がその地域を応援し、関わっているかという視点も重要になってきます。

関係人口は、将来的な移住定住のきっかけとなるだけでなく、地域の担い手確保や地域経済の活性化、さらには新たな価値創造にもつながる可能性を秘めております。

それでは、関係人口創出に向けた県の今後の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東 収君） 関係人口については、都市と地方との多様な人材の交流により、地域の課題解決や新しい価値の創造につながるなど、地域の持続可能性を高めるものであります。

このため、本県に関心を持つ方への多角的なアプローチを行ってきておりまして、本年度は関係人口を創出する新たな取組を進めてまいり

ます。

具体的には、継続的な関係構築を図るため、宮崎県ファンクラブ公式LINEを立ち上げまして、効果的な情報発信を行ってまいります。

また、新東京ビルを首都圏における交流拠点として、本県PRイベントの開催や、大学ゼミ等との連携を通じて、学生等と本県とのつながりを築いてまいります。

引き続き、市町村と連携し、本県に関心を持つ外部人材の参画を図りながら、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ただいま紹介のありました新東京ビルは、本年10月供用開始予定です。1階には県の情報発信スペースも開かれる予定ですので、今後の活用に期待いたします。

関係人口は、言い換えれば熱心なファンとも言えるのではないのでしょうか。今回退任されます佐藤副知事も、東京に帰られても、ぜひ熱心な宮崎ファンとして今後も応援をお願いいたします。

続いて、県職員の採用状況について伺います。

新年度がスタートし、本県においても新たな職員を迎え、新体制で行政運営が行われております。県職員は、県民生活を支える行政サービスの担い手であり、県政のあらゆる分野において重要な役割を果たしています。住民ニーズが多様化・高度化する中、質の高い行政サービスを維持していくためには、優秀な人材を確保し育成していくことが不可欠です。

一方で、全国的に少子化が進み、生産年齢人口が減少する中、官民を問わず人材確保競争は厳しさを増しております。特に近年は、民間企業において賃上げの動きが広がり、初任給の引上げや福利厚生の実施など、人材獲得に向けた

取組が活発化しております。

また、公務員を取り巻く状況におきましても、採用試験の受験者数の減少や若手職員の早期離職、いわゆる公務員離れも全国的な課題として指摘されています。

それでは初めに、令和7年度採用試験における採用予定者数に対する本年度採用者数の状況について、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 令和7年度に実施しました県職員採用試験では、全体で261名の採用予定数に対しまして、採用数は204名であり、57名の不足が発生しております。

特に一部の専門職では、採用予定数に対して採用数が大きく下回っておりまして、例えば、土木職では33名に対して18名、薬剤師では13名に対して5名となるなど、大変厳しい状況にあります。

○永山敏郎議員 採用予定者数に対して、かなりの不足が発生していることが確認されました。これで本当に仕事が回るのかなと心配になります。

正規職員が採用できなかった場合については、会計年度任用職員の配置などでの対応等も考えられますが、多くの職場で、残る職員の負担が増えているのではないのでしょうか。職員の負担が増え過ぎることで、もし離職につながるようなことがあれば、さらなる悪循環に陥ります。今年度の採用試験も一部、既に実施されています。新年度を待たずに採用する、いわゆる前倒し採用などを活用し、適正な人員配置に早急に努める必要があると考えます。

続いて、職員の早期退職の状況について伺います。同様の質問は昨日、本田利弘議員が行っておりますが、改めて、知事部局における早期退職者の推移と課題認識について、総務部長に

伺います。

○総務部長（田中克尚君） 知事部局における直近3か年の早期退職者数は、令和5年度が81名、6年度が84名、7年度が101名となっており、年々増加傾向にあります。

また、各年度とも、20代、30代の占める割合が5割から6割を占めておりまして、職員の確保が厳しくなる中、特に若手職員の早期退職が重要な課題であると認識しております。

○永山敏郎議員 増加しているというところで。大変な問題かなと思います。

また、早期退職者のうち、20代、30代の若手が半分を占めるということで、本当に時代の変化を感じるところであります。

若年層は、どこでも通用するスキルの獲得、あるいは個人の自己実現を重視するとも言われております。終身雇用への依存度が下がり、専門性を磨いてキャリアの安全性を確保したいという自律的な思考で転職を繰り返し、スキルアップを目指す傾向が見られるようです。

行政に求められる役割が増大する一方で、それを担う人材の確保や定着は年々厳しくなっているのが現状です。将来にわたり安定した行政運営を行うためには、県職員という仕事の魅力を発信するとともに、多様で優秀な人材から選ばれる、そういった組織づくりを進めていく必要があります。

そこで、これからの県職員の確保・定着に向けた知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化への対応や頻発する自然災害など、行政課題が複雑化・高度化する中で、質の高い行政サービスを提供し、本県の発展へとつなげていくためには、これら山積する課題に的確に対応できる優秀な人材の確保と定着が極めて重要な課題でありま

す。特に、人材の流動化が進む現代において、若い世代から働く場として主体的に選ばれるためには、職員が何事にも果敢に挑戦し、自らの成長を実感できる環境を整備する必要があると考えております。

本県ではこれまで、採用試験の見直しによる受験機会の拡充に取り組むとともに、意欲に応じた人事ローテーションのほか、技術系資格の取得支援、さらには時差出勤等の柔軟な働き方の推進など、様々な取組を進めてまいりました。

今後も、職員が能力を最大限に発揮し、健康で生き生きと活躍・成長できる、より魅力ある職場づくりを進め、将来の県政を担う人材の確保・育成、そして定着にしっかり取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。これからの県政を担う職員に向けた、一緒に頑張ってまいりましょうという力強いメッセージだったというふうに理解しております。

県職員は、職場が県内外に分散しており、広域的な人事異動も負担となります。また、本人の希望する職場や職務内容と異なる異動のミスマッチも往々にして発生するものです。しかし、どんな異動であっても、異動先の職場の体制が整っていれば対応は可能と考えます。退職不補充により職員一人一人の負担が過度にならないよう、引き続き職員の確保・定着に努めていただきますようお願いいたします。

続いて、産後ケアについて質問します。

先日公表されました厚生労働省の人口動態統計によりますと、昨年の宮崎県の合計特殊出生率は1.46となりました。2026年度までに合計特殊出生率1.8台を達成するという本県の目標を考えると、まだまだ厳しい数値ではあります

が、全国平均の1.14を大きく上回るとともに、6年ぶりに上昇に転じたのは、県の取組に一定の成果があったものと考えられます。

県はこれまで、出会いや結婚に向けた支援と併せて、安心して子供を生み育てることが出来る環境のための取組を進めてまいりました。妊娠、出産、子育ての不安を解消することが、少子化に歯止めをかける重要な取組と言えます。

産後のお母さんの体は、交通事故に遭ったのと同じくらいのダメージを受けているとも言われます。さらには、育児への不安や孤立感、睡眠不足などにより、心身ともに不安定になりやすい時期でもあります。特に、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、家族や周囲の支援を十分に受けられない家庭も少なくありません。

子育て支援は出産前から始まりますが、最も支援が必要となるのは出産直後の時期ではないでしょうか。そんな中で、産後ケア事業が果たす役割は大変重要です。

では初めに、本県における産後ケア事業の利用実績の推移について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行うものであり、最近の県内の延べ利用実績は、令和5年度が2,185件、令和6年度が2,750件と増加傾向にあります。

○永山敏郎議員 5年度から6年度の1年間でも大きく利用が増加しております。出生数としては減少傾向ではありますが、産後ケア事業のさらなる利用増加を期待しております。

さて、この産後ケア事業の実施につきまして、市町村の努力義務となっており、実施主体

も市町村となります。実施内容も市町村ごとで異なっているようです。

それでは、県内市町村における産後ケア事業の実施状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 産後ケア事業には、短期入所型、居宅訪問型、通所型の3つの実施形態があり、現在、県内全ての市町村において、いずれかの形態により事業が実施されております。

利用者の多様なニーズに応えるため、各市町村において実施形態は年々拡充されており、令和8年6月1日時点では、短期入所型を25市町村、居宅訪問型を21市町村、通所型を26市町村が実施しております。

○永山敏郎議員 通所型については、県内全市町村で実施されておるということで安心いたしました。

短期入所型、居宅訪問型につきましても、大分増えているようであります。今後の展開の後押しが県の役割ではないでしょうか。

そこで、産後ケア事業における市町村に対する県の支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、産後ケア事業のさらなる拡充を図るため、令和7年度より、事業を実施する市町村に対し、事業費の一部を支援しております。

また、市町村が業務を委託できる医療施設一覧を作成するなど、実施地域や施設の拡大を支援するとともに、保健師・助産師のスキルアップ支援のための研修会を行っております。

今後は、市町村ごとに異なる実施マニュアルの標準化を進めるとともに、地域の実情に応じた丁寧な助言や広域調整を行うなど、さらなる

支援にも取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 県としても積極的に市町村の支援に取り組んでいる様子がうかがえました。

事業実施マニュアルの標準化との答弁がありましたが、この事業につきましては、市町村が実施主体となりますので、利用申請の手続が煩雑な自治体、そうでない自治体というのがあります。誰もが使いやすい制度に統一されることを期待いたします。

また、令和6年度に改定された国の産後ケア事業ガイドラインにおきまして、産後ケア事業の実施担当者に理学療法士が明記されました。妊娠、出産により骨盤のゆがみや開きが発生し、その後の不調の原因となり得ます。専門職による産後リハビリについては、これまで保険診療や自由診療等で実施されていたようですが、今後は積極的に産後ケア事業のほうにも組み込み、多くのお母さんが利用できるよう、検討、また市町村への助言を期待いたします。

それでは、この項目の最後に、産後ケア事業の利用を希望する県民が容易に情報にアクセスできるための体制整備について、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 産後ケア事業の情報提供については、現在、各市町村において、妊娠届や出生届の受付、新生児訪問などの機会に丁寧な周知を行っております。

これらに加え、今月から、県ホームページに、各市町村の産後ケア事業の概要や、各市町村のホームページ、リーフレットに直接アクセスできる紹介サイトを新設し、県民がより容易に情報にアクセスできる体制を整備したところであります。

今後とも、ケアを必要とする方が適切にサービスを利用できるよう、市町村と連携しながら

ら、分かりやすい情報の発信に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ホームページにつきましては、助産師さんからも相談をいただいております。早急な対応に感謝いたします。産後ケア事業は今後ますます充実していくことと思いますので、利用のための情報発信も引き続きよろしく願いいたします。

続いて、1型糖尿病についてお伺いします。

先日、公共政策やコミュニケーション支援をされている会社の紹介で、糖尿病の治療薬を扱っている企業の方とウェブ上で意見交換を行い、1型糖尿病の現状や課題について学ぶ機会がありました。

糖尿病については、大まかに1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病に分類されます。そのうち1型糖尿病については、通常のイメージであります生活習慣が主な要因とされる2型糖尿病とは異なり、自身の免疫反応によってインスリンを分泌する膵臓の細胞が破壊される自己免疫疾患です。

厚生労働省の令和5年の患者調査によりますと、1型糖尿病患者が全国で約12万2,000人、2型糖尿病患者は約363万9,000人とされており

ます。私の知り合いの方も1型糖尿病にかかっているわけですが、その方は、コロナ禍の頃に、大人になってから初めて発症したというふうな形になりますが、1型糖尿病につきましては、もともとは小児期から若年期に発症することが多いと言われております。

そこで初めに、県内20歳未満の1型糖尿病患者数について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 小児慢性特定疾病医療費助成を受けている県内の20歳未満の

1型糖尿病患者数は、現在86名となっております。そのうち、10歳未満が13名、10歳以上が73名となっております。

○永山敏郎議員 小児につきましては、医療費助成を受けているので把握が可能ということですが、20歳以上の患者については、正確な数字というのはないようであります。

小児慢性特定疾病医療費助成を受けていた方も、どんどん20歳を迎え、成人になられます。そういった方も多いでしょうし、先ほどの例のように、大人になってから1型糖尿病を発症した方も合わせると、やはり県内に一定数はいらっしゃるかと推計いたします。

運動や服薬により血糖値をコントロールする2型糖尿病と異なり、1型糖尿病患者は生涯にわたりインスリン投与を必要とし、血糖値の管理を続けながら日常生活を送らなければなりません。特に、自己管理が難しい小児期における治療は、患者本人、そして保護者にも心身ともに大変な負担となります。

それでは、小児の1型糖尿病患者に対する支援について、どのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、1型糖尿病を含む小児慢性特定疾病と診断された児童等を対象に、適切な医療受診や、御家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部助成を行っております。

また、自己管理技術の習得や同じ疾患を持つ仲間との交流などを目的として、宮崎県糖尿病協会等が治療中の子供や御家族を対象に開催します小児糖尿病サマーキャンプについて、その経費を支援しております。

今後とも、適切に治療が受けられ、安心して暮らし続けられるよう、必要な支援に取り組ん

でまいります。

○永山敏郎議員 ただいま紹介のありましたサマーキャンプは、子供たちが同じ境遇の仲間と過ごすことにより、メンタルケアの場にもなっているようです。引き続きの支援、また医療関係者との連携も期待いたします。

現在、技術の進歩により、インスリンについては、自己注射だけではなく、自動投与するポンプもあるとのことで、うまく活用すれば負担の軽減になると思います。

一方で、20歳未満の患者については、先ほど紹介のありました小児慢性特定疾病医療費助成の対象となりますが、20歳に到達いたしますと健康保険での対応となるため、自己負担が多く発生し、治療は一生継続します。小児だけでなく、成人についても財政的な支援が必要と考えられますが、患者会からも国に対し要望が続いているようであります。

また、さきの意見交換でも伺ったのですが、1型糖尿病を理由に、保育園での入園拒否や、就職に影響を及ぼす事例等もあるとのことです。まだまだ社会全体としての理解も進んでおりません。

1型糖尿病を含む糖尿病全般について、正しく理解してもらうことが重要と考えますが、そのための啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 糖尿病は、主に自己免疫等が原因の1型や、生活習慣だけでなく遺伝的な素因等で発症する2型など、様々な発症要因があり、誰にでも起こり得る病気です。また、深刻な合併症を引き起こす可能性があることから、正しい知識の啓発が重要と認識しております。

このため県では、毎年11月14日の世界糖尿病

デーを中心に、新聞、テレビ、ラジオ、SNSや、糖尿病予防フェスタなどのイベントを通じて、その症状や予防・治療法、早期発見・早期治療につながる健診の重要性などについて周知しているところです。

今後とも、社会全体で正しい理解が深まるよう、市町村や関係団体とも連携して、一層の啓発を進めてまいります。

○永山敏郎議員 糖尿病については、1型、2型含めて、生活習慣によらず発症するケースがあるということですが、一方で、どうしてもその名称や長年のイメージからネガティブにとられがちです。

昨今は、この糖尿病の新しい呼び方として、「ダイアベティス」と呼称しようとする動きもあります。認知症につきましても、少し前までは「痴呆症」あるいは「ぼけ」などと呼称されていました。時代が変われば病気への向き合い方も変わります。引き続き、患者や家族の方に寄り添った支援を目指してまいりましょう。

次に、ネイチャーポジティブについて伺います。

近年、気候変動への対応と並び、生物多様性の損失が世界共通の重要課題とされています。

2022年にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議、いわゆるCOP15において、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるという世界目標が採択されました。マイナスからプラスへの反転、その目標がネイチャーポジティブです。

本県は、豊かな森林や河川、海岸線、そして世界的にも貴重な照葉樹林を有するなど、多様で豊かな自然環境に恵まれております。

一方で、気候変動の影響や野生鳥獣被害の拡大、担い手不足による里山環境の変化など、本

県の自然環境を取り巻く状況も大きく変化しています。

そこで、ネイチャーポジティブの実現に向けた県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止めて回復させることであり、我々の暮らしや社会経済を持続可能としていくために重要な考え方であります。

このため県では、今年3月に改定を行いました第四次宮崎県環境基本計画において、2030年ネイチャーポジティブの実現を掲げ、在来種や希少野生動植物の保護・回復、森林地域や水域の保全など、生物多様性に配慮した取組を推進しているところです。

今後とも、県民の皆様や関係機関と連携し、その実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ネイチャーポジティブに向けた取組の一つに、自然共生サイトという認定制度があります。地域における生物多様性の保全に向けた企業、団体の取組が評価されるようです。

それでは、県内の自然共生サイトの認定状況と、認定の推進に向けた取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとしてしまして、環境省が企業の森など、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定しており、本県では、令和8年3月末現在で7か所が認定されております。

この自然共生サイトに認定されますと、民間

事業者等が行う生物多様性保全の取組が広く発信され、その社会的評価の向上や、県民の自然保護活動への積極的な参加促進につながるものと考えております。

このため県では、今年度から、既に認定されている事例の紹介や、保全活動に関する相談対応等に取り組むこととしており、生物多様性保全への理解を促進することで、自然共生サイトの認定拡大を図ってまいります。

○永山敏郎議員 県内全域に自然共生サイトが拡大し、県民のネイチャーポジティブに向けた興味・関心につながることを期待いたします。

さて、先日、大淀川水系で生息が確認されている外来魚のコウライオヤニラミによる固有種オオヨドシマドジョウの捕食が確認されました。このように、外来種は生物多様性に深刻な影響を与えます。

さらには、先日、このコウライオヤニラミが清武川水系でも発見されております。一刻も早い対策を講じる必要があると考えますが、コウライオヤニラミの生息状況と今後の対策について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川 武君） コウライオヤニラミは、平成29年に国内で初めて大淀川水系で生息が確認された後、今年5月には新たに清武川水系でも確認され、生息域の拡大が懸念されることから、県では、生きたままでの持ち出し禁止区域を全県下に拡大し、規制を強化したところであります。

現在、国において、今年秋頃に特定外来生物への指定が予定されており、指定後は、飼育や運搬、野外への放出等が法的に禁止されるほか、国の支援制度を活用した調査や駆除等の取組が可能となります。

県としましては、指定後速やかに、ホーム

ページや講習会等を通じて、禁止事項や支援制度についての周知を図るなど、関係機関等と連携し、生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 今回の捕食の実態、また他水系での発見は、これまでの県や市町村、大学、NPO法人等による取組の成果と言えるのではないのでしょうか。引き続き、連携しての対応を期待してまいります。

続いて、宮崎国スポ・障スポの準備状況について質問いたします。

来年9月開催の宮崎国スポ・障スポに向け、県内の施設整備をはじめ準備が着々と進んでいます。本番に向けたリハーサル大会も県内各地で開催が始まっております。

先日、総務政策常任委員会の県内調査で施設を見学し、地元自治体の方と話をする機会がありました。大会開催に当たっては、運営に係る人員の確保も課題のようです。多くのボランティアの参加が期待されます。

そこで、宮崎国スポ・障スポに係るボランティアの種類及び応募状況について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 宮崎国スポ・障スポに係るボランティアにつきましては、大会開催に向けてPR活動を行う「広報ボランティア」、開閉会式等の県主催行事の会場運営に携わる「運営ボランティア」、聴覚に障がいがある方への情報提供活動を支援する「手話・要約筆記ボランティア」、障スポ競技会場で選手団の支援等を行う「選手団サポーター」の4つの種類があります。

6月末現在の応募状況につきましては、広報ボランティアが約40名、運営ボランティアが約400名、手話・要約筆記ボランティアが約700

名、選手団サポーターが約1,000名であります。

○永山敏郎議員 専門性の高いボランティアについても順調に応募が集まっているようであります。

聴覚障がい者を支援する手話通訳者や要約筆記者については、国スポ・障スポに限らず、例年、養成の取組を行っています。

それでは、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保の取組について、国スポ・障スポに向けた取組も併せて、こちらは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、専門的な通訳技術を習得した手話通訳者や、話の内容を文字で伝える要約筆記者の養成・確保を行っており、昨年度末時点の登録者数は、手話通訳者124名、要約筆記者54名となっております。

また、市町村では、基礎的な手話技能を習得した手話奉仕員を養成しており、令和5年度から令和7年度までの3年間で865名が養成されております。

国スポ・障スポに向けましては、これらの取組に加え、手話・要約筆記ボランティアの応募者に対し、競技の基礎知識などを習得する研修を実施することとしております。

○永山敏郎議員 手話通訳者の方、また要約筆記者の方にとっても大きな舞台での活動となりますし、答弁にありましたとおり、競技の基礎知識や専門用語等も事前に学ぶ必要があります。しっかりと事前研修を行っていただき、不安を取り除けるようお願いいたします。

実に48年ぶりに宮崎での開催となるスポーツの祭典、宮崎国スポ・障スポ、この大会に積極的に関わることが、今後の人生の大きな経験に

なと思います。観戦、ボランティア等、様々な関わり方がありますが、来年の開催まで県民挙げて機運を醸成していければと思います。

この項目最後の質問です。ボランティアの参加も含めて県民総参加型の大会としていく必要があると思いますが、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国スポ・障スポにつきましては、実施目標の一つに「「チームみやざき」で創りあげる大会」を掲げておりまして、県民総参加型の大会づくりが極めて重要であると考えております。

中でもボランティアにつきましては、大会運営になくてはならない存在でありまして、私も先催県の大会会場を視察しましたときに、笑顔で生き生きと活動しておられる様子を拝見するにつけ、大会やその地域のイメージアップにも大きく貢献する存在であり、大会の成功にとっても大事な存在だと考えております。

県では、SNSなどの各種メディア等を活用するなど、あらゆる機会を通じて、ボランティアの募集・PRを行っており、多くの県民の皆様に参加いただきたいと考えております。

県内では先月からリハーサル大会が始まり、私自身も可能な限り会場に足を運んでおりますが、国内トップレベルの選手が日頃の鍛錬の成果を発揮する様子、観客の熱い声援、大会運営に携わるボランティアの皆様が活躍する様子を見ておりますと、わくわくする思い、心打たれる思いがいたしますし、県外から来られた方々との交流を通じて、改めて刺激を得る、宮崎の魅力に気づかされる、そういう思いもありますし、発信の機会でもあるなど感じております。

する、見る、支える、それぞれの立場で多くの県民の皆様に参加していただくことが大会成功の鍵であるとともに、参加された方にも必ず

得るものがあると、そのように実感しております。

今後とも、県による広報・PR等の機運醸成の取組に加え、各市町村での国スポ・障スポの応援団活動への支援を積極的に行うことで、県民総参加型の大会を実現してまいります。

○永山敏郎議員 ありがとうございました。

30年前の話になりますけれども、私の大学生時代、広島大学に行っておりましたが、ちょうどその頃、ひろしま国体が開催されておりまして、ひろしま国体のキャラクター「咲ちゃん」、頭に紅葉が3つぐらいついているキャラクターなんですけれども、その咲ちゃんをモチーフにしたお菓子「やき餅咲ちゃん」は、国体が終わっても長らく人気商品として販売され続け、私もいまだに記憶しております。

宮崎国スポ・障スポも、いつまでも県民の記憶に残る、そんな大会にしていきたいものです。ボランティアについては、来年の本番に向け、まだまだ募集中ですので、多くの県民の皆さんの登録を期待しております。

最後の質問項目です。学校給食費について伺います。

先日、黒岩保雄議員も同様の質問をされており、重複するところもありますが、質問いたします。

当初、子育て支援を目的として、学校給食費無償化の方針が打ち出されましたが、実際には負担軽減事業として、全国一律の基準額を国が負担する制度となっております。

それでは、小学校給食費における市町村及び保護者の負担状況について、改めて教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 今年度から小学校給食費の負担軽減事業を実施しておりますが、5

月1日現在、県内市町村における給食費の平均月額、支援基準額5,200円を上回る5,669円となっております。

また、22市町村が支援基準額を超えており、超える部分につきましては、19市町村が自治体負担、3市町が保護者負担となっております。

○永山敏郎議員 多くの自治体で持ち出し、あるいは保護者による負担が発生しております。国の基準額5,200円、この設定が低過ぎて、実態と乖離している状況と考えます。

続いて、中学校給食費における市町村及び保護者の負担状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 中学校の給食費につきましては、令和7年5月1日現在、平均月額は6,092円となっております。

学校給食費は、原則、保護者負担であります。が、中学校については、学校給食費負担軽減事業の対象となっていないため、県内のほとんどの市町村が、子育て支援の観点から独自に支援を行っております。

その支援状況につきましては、令和8年5月1日現在、14市町村が全額支援、10市町村が一部支援となっております。

○永山敏郎議員 中学校の給食費につきましては、先日、市長選挙が行われました小林市でも、中学校給食費の無償化に向けた補正予算が6月定例会に提案されているとのこと。

いわゆる学校給食費の無償化、国としては「抜本的な負担軽減」と呼称しておりますが、現在対象となっておりますのは小学校のみ、中学校の給食費無償化については、一部負担、全額負担、それぞれ首長の政治的判断によるところが大きい状態です。本来、住んでいる自治体によって教育に係る負担の格差が生じて

はならない、そうように考えます。

最後の質問です。中学校も含めた義務教育における給食費負担軽減に関する県の考えについて、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒の健全な発達のために提供されるものであり、全国どの地域でも一定の水準が確保される必要があることから、全国一律の基準で国が支援を行うべきであると考えております。

このため、負担軽減事業に係る恒久的な財源確保や、物価上昇を踏まえた支援基準額の見直し、さらに、中学校における負担軽減の早期実現を、全国都道府県教育長協議会及び全国知事会を通して要望しております。

○永山敏郎議員 教育長協議会、それから知事会、それぞれ要望しているということでもあります。

学校給食費の負担軽減につきましては、国会でも議論されております。少し前になりますが、3月末の国会の予算委員会におきまして、山内佳菜子参議院議員がこの問題を取り上げました。その際、「4月からの事業開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面などについて地方団体も交えて検証したい」との答弁を引き出してあります。

しっかりと地方からも声を上げ、地方自治体や保護者負担が発生しないよう、国による支援を求めてまいりましょう。

今回、さきの糖尿病の意見交換につきましては、議事録を検索されて、その議事録の検索から私にコンタクトがあったということでありました。こういう様々な課題を委員会あるいは一般質問でしっかりと訴えていく、取り上げていくということが、今後の様々な課題解決の一助になるのかなと改めて感じたところであります。

す。また引き続き頑張ってまいりたいと思っております。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君） 先ほどのボランティアの応募状況に関する御質問に対する答弁の中で、応募状況の時点につきまして、誤って6月末現在と申しましたが、正しくは5月末現在です。おわびして訂正いたします。

○永山敏郎議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会一般質問の最後、アンカーを務めさせていただきます。県御当局の明快な答弁を求めます。

それでは、通告に従い質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺います。

高市政権が発足して半年以上が経過いたしました。高市首相は国論を二分するような政策をやると断言していましたが、まさにそれが実行に移されています。

憲法改正の国会発議をこの1年のうちに整える、武器輸出の全面解禁、非核三原則の見直し、国家情報会議の設置、公務員の予備自衛官の動員などなど、安保三文書の改定で軍事費のGDP比2%の増額とともに、戦争する国づくりへと突き進んでいます。

私は常々申し上げてきましたが、国の政治のありようが、地方の私たちの暮らしや自治体の在り方まで左右してしまうということです。今や平和のうちに暮らす権利まで奪われかねない状況です。こうした情勢の下で、焦眉の課題で2点お伺いします。

1点目は、武器輸出に関してです。

「もう時代は変わった。経済成長にもつながる」、高市首相はそう述べて、武器輸出のルールを定めた防衛装備移転三原則と運用指針を改定し、殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁を閣議決定で強行しました。今回の改定で、戦闘機や護衛艦、ミサイルなど、全ての武器が輸出できるようになります。

朝日新聞の世論調査（5月3日付）では、殺傷能力のある武器輸出に67%、約7割が反対、賛成は25%です。

平和国家日本の姿を変えらるゝとして、国民から批判の上がっている武器輸出解禁です。この武器輸出全面解禁に政府が踏み切ったことについて、知事の御見解をお聞かせください。

壇上からは以上で、後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

我が国を取り巻く安全保障環境は、中国の軍事力強化、海洋進出の動きや、北朝鮮の核ミサイル開発の進展、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、さらには中東情勢の緊迫化など、より一層厳しさを増してきております。こうした安全保障環境の変化を受け、国においては、防衛装備移転に関する制度の見直しなどを含め、我が国の安全保障政策全体について検討が進められているものと承知しております。

外交や防衛を含む国家の安全保障に関する事

項は、国の責任において判断されるべきものがありますが、国民の安全・安心、生命・財産に関わる極めて重要な問題であると考えております。私としては、国民的な理解の下で、慎重な検討がなされることが重要であると考えており、県民生活や県内産業への影響にも留意しつつ、今後の動向を注視してまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 知事の御見解は今承りました。そもそも日本の武器輸出禁止は、非核三原則と並んで、憲法9条の平和理念に根差した国是として位置づけられてきたものです。歴代の自民党政権の下でも、この原則は繰り返し確認されてきました。そして、**1981年**に衆参両院本会議で武器輸出問題等に関する決議を全会一致で採択して、国会の意思によって、日本の国是として武器輸出禁止を国内外に宣言してきました。知事はこの武器輸出禁止の国会決議を御存じだったでしょうか。

ところが、安倍政権が**2014年**、武器輸出を全面的に禁じる武器輸出三原則を撤廃し、武器輸出を原則可能にしました。

武器輸出三原則は、国際紛争の当事国、またはそのおそれのある国への武器輸出は認めないなどとする日本政府の基本的姿勢です。この三原則を撤廃した際に、輸出のルールとして定めたのが、防衛装備移転三原則とその運用指針です。それは、武器完成品の輸出を、救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に限りしました。

しかし、その後、この原則は徐々に切り崩され、**2024年**には、日本、イギリス、イタリアで共同開発する次期戦闘機の第三国への輸出も解禁いたしました。そして今回、高市首相はついに、殺傷能力のある戦闘機やミサイルなど、全ての武器の輸出解禁へと踏み出したわけです。

日本から輸出した武器が使われるとなれば、日本は間接的に戦争に加担することになります。国際紛争を助長することにもなります。憲法を精神を逸脱するものではないでしょうか。

時代が変わったという言葉で済ませられる問題ではありません。今回の決定は、戦後日本が積み重ねてきた平和国家としての原則を顧みない、歴史に逆行する重大な転換だと思えます。

しかも、国会での十分な議論や国民的合意を経ることなく、閣議決定のみでの強行は、到底許されるものではありません。平和国家から死の商人国家への大転換です。

元経済産業省の官僚であった古賀茂明さんはこう言っておられます。「日本の平和主義を形づくるのは、憲法9条と武器輸出の禁止と言える。武器産業で経済成長となれば、戦争できる国どころか、戦争なしでは生きられない国になる危険がある」と警鐘を鳴らしています。直ちに武器輸出全面解禁の撤回を求めたい、このように私は思います。改めて、知事も考え改めていただきたい、このようにも思います。

次に、憲法9条改正問題について、知事の見解を伺いたいと思います。

高市首相は自民党大会で、「時は来た」として、「発議にめどが立ったと言える状態で来年の党大会を迎えたい」と、期限を切って憲法改正を行う宣言を行いました。

改憲の最大の狙いは、憲法9条を変えること、武力行使の歯止めを外すことにあります。

安倍政権以来の改憲案で、戦力不保持を定めた憲法9条2項を残しつつも、自衛隊を明記するという改憲を行うとしています。そうするとどうなるのか。この2項は死文化され、無制限の海外での武力行使に道を開くことを可能にしてしまいます。

知事はこの憲法改正、国の言う自衛隊を書き込むだけということについて、どのように受け止めておられるか、知事の御所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在、国においては、憲法審査会等におきまして、憲法改正をめぐる議論が行われております。様々な条文、論点について議論が行われておりますが、御指摘の憲法9条についても、賛否それぞれの立場から様々な意見が示されているものと承知しております。

私としましては、平和主義の根幹たる憲法9条の理念を踏まえつつ、切迫する国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮しながら、国会や主権者たる国民の間で、幅広い視点からの十分な議論が尽くされるべき問題であると考えております。

○前屋敷恵美議員 そもそも憲法とは、国民の権利や自由を守るために国家権力を縛るルールです。憲法99条は、国家権力を行使する立場にある国務大臣、国会議員、裁判官、公務員に、憲法を尊重・擁護するよう義務づけています。時の政権、権力保持者は、この憲法で縛られていることの自覚をなくしてはならないと思います。

そこで、時の政権、権力保持者が守らなければならない憲法、その一つが憲法9条です。

憲法9条は何を定めたか。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と、そして2項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めました。まさに、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認です。ここまで恒久平和主義

を徹底した憲法は、世界でも日本国憲法しかありません。

日本は、1945年の終戦まで侵略戦争を繰り返してきた戦争国家でした。しかし、46年の日本国憲法成立後は、日本が戦争に直接参戦したことは一度もありません。

54年に発足した自衛隊は、今日まで一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出していません。それは、憲法9条を守り抜いてきたからにほかなりません。そのことは、世界で日本が平和国家として信頼される源にもなってきました。まさに名誉ある地位を占めてきたのではないのでしょうか。

前段でも申しましたが、現行の9条を維持した上で、9条の2として自衛隊を明記するとどうなるか。現行に何と書いてあろうと、後に書き込んだことが優先する条項となって、これまでできないとされてきた自衛隊の海外での武力行使が、自衛の名で集団的自衛権の全面的行使に道が開かれ、殺し殺される事態が現実になる危険が生まれてくるのです。ですから、今ある自衛隊の存在をただ書くだけという生易しい話ではありません。国の在り方を大きく変えることになるのです。

改めて知事に伺います。この崇高な憲法9条は守るべきと思いますが、知事の思いをお聞かせください。知事、お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のような考えも含めて、様々な立場から様々な議論がなされている、それが憲法9条であろうかと思います。

先ほども答弁したとおりであります。平和主義の根幹たる憲法9条の理念を踏まえつつ、今の安全保障環境の変化も十分考慮しながら、しっかりと幅広い観点から十分な議論を尽くしていくべき、とても重要な課題であると認識し

ております。

○前屋敷恵美議員 私は、知事の率直な、個人的な思いをお聞きしたいところなんです。法律を学んだ知事としては、憲法が何たるかは十分に熟知しておられると思います。

そして今、平和が危うくなってきているこの状況だからこそ、世界に誇れる憲法9条は本当に守り抜いていくことが大事だと思い、知事にもその立場にぜひ立っていただきたい。それが県民の命と暮らし、財産を守ることにもつながるわけですから、お願いしたい、このように思います。

それでは続いて、ホルムズ海峡封鎖による原油不足の影響と支援策について、中東問題で質問いたします。

アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃とホルムズ海峡の事実上の封鎖がもたらす暮らしや経済への甚大な影響とその対策については、既に多岐にわたる質問がございましたが、改めて県として県民の今の窮地に向き合っていたいただきたいと思います、質問いたします。

県内経済団体によるアンケート調査では、製造業、農業、建設業など、約8割の企業が事業への悪影響を報告しています。

先週、国の3兆円余りの補正予算を受けて、追加の補正予算が今議会に提案されました。国同様、電気・ガス料金支援のほかにも具体策はありません。それはそれで大事なことです。

しかし、そうであれば、県はどう予算を確保して今の県民の窮地を救うか、ここが大きな問題になります。

私が聞き取りをさせていただいただけでも、水道事業関連の方々には、塩ビパイプが手に入らない、受注した仕事を延期してもらっている。内装業の方は、クロスを貼る接着剤が値上が

り、今後、輸入も厳しくなる。建築業関連の方は、ユニットバスが手に入らない、雨どいやタキロンが在庫不足。総菜やお弁当を作っておられる皆さんは、パッケージが30%以上も値上げになった、ラップやビニール製品も値上げだ。乳製品の製造販売をしておられる方は、製品を入れるボトルが1個20円から30円の値上げだ、しかし価格の転嫁はできない。厳しい状況が語られました。

それに伴って飲食業の方は、業者の常連客が「仕事ができなくて飲みに行く余裕がない」と、予約も減っているなどと訴えられました。まさにコロナ禍の状況、それ以上だと言う方もいらっしゃると思います。

県の担当部局では、もっと細かに状況を把握しておられるかと思います。それぞれ把握しておられる現状とその対応策についてお聞かせください。まず、医療分野においてはどうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の医療機関においては、長引く物価高騰による経営環境の悪化に加え、中東情勢の緊迫化により、一部で医療用資材の供給不足が発生するなどの影響が見られます。

そのため、国においては、備蓄している医療用手袋の放出など、医療用資材の安定供給に向けた取組が行われております。

県におきましても、昨年度、2月補正予算で計上した物価高騰対策緊急支援金の早期執行により、医療機関を支援することとしております。

今後とも、医療機関の状況を注視しながら、状況の変化に適時適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続いて、商工観光労働部関連ではどうで

しょうか。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工観光労働部では、県内中小企業からの経営、金融相談に対応するため、本年3月に特別相談窓口を設置しており、資材の仕入価格高騰や調達困難に関するもののほか、資金繰り支援や補助金活用に関する相談を受けております。

また、関係団体からの聞き取りでも、同様の事案が様々な分野で生じているほか、設備投資を控えているといった話も伺っております。

このため県では、中小企業融資制度の対象に中東情勢緊迫化の影響を受ける事業者を追加し、円滑な資金繰りを支援しているほか、2月補正予算で計上した物価高対策事業の早期執行を図っているところです。

今後とも、県内経済や中小企業への影響をよく見極め、関係機関と連携しながら必要な支援に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では続いて、農政水産関係で、部長、お願いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農畜水産分野におきましては、関係団体へのヒアリングによりますと、重油等の価格が既に高騰し、ナフサを原料とするハウス用ビニールや粗飼料用ラップフィルム、漁網等の大幅な値上げが見込まれるほか、供給そのものの不透明感も増しているということで認識しております。

このため、2月補正予算で計上した物価高対策事業の早期執行をはじめ、普及センター等による相談対応や資金繰り支援など、生産者に寄り添った対策を講じているところです。

また、JA等と連携し、洗浄・消毒による資材の再利用や代替資材の検討を進めており、今後とも必要な支援に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

続いて、県土整備部、建設関連ではいかがでしょうか。部長、お願いいたします。

○県土整備部長（中原 学君） 公共工事では、アスファルト合材等の価格高騰や、ナフサを原料とする配管材や塗料等の納期の遅れを確認しております。

このため、資材価格の急激な変動に対し、請負金額を変更できるスライド条項の適用や、資材の納期遅延に伴う工期の延伸について、柔軟に対応することとしております。

今後とも、資材の供給や価格の動向等を注視し、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 それぞれにありがとうございました。

現在、重点支援地方交付金などを活用した対策も立てておられるかと思いますが、要は、困ったところに迅速に支援が届くかどうかだと思います。総合政策部長の具体策を伺いたいと思います。お願いいたします。

○総合政策部長（大東 収君） 中東情勢が依然として不透明な中、今月5日に成立いたしました国の補正予算におきましては、重点支援地方交付金1,000億円等が盛り込まれたところであります。

このため、県としましては、必要な対策を速やかに講じることが重要であるという認識の下、本交付金を活用して、まずは、国と歩調を合わせた特別高圧電力やLPガスの利用者の支援に要する経費を、本日、追加提案した予算案に計上したところです。

他の分野につきましても、引き続き、県内への影響を十分に見極めながら、時期を逸することのないよう、必要な事業を構築するなど、交

付金の効果的な活用を図ってまいります。

○前屋敷恵美議員 今、本当に困難に直面している業界の皆さん方、県民の立場に立って、ぜひ迅速な支援をそれぞれの部局も含めてお願いしたいと思います。

最後に、何といたっても最大の対策は、一日も早い戦争の終結です。

昨日から、アメリカとイランの間で、停戦、ホルムズ海峡の開放など、覚書に合意が交わされたとの報道がなされました。

停戦を確実なものにするためにも、再攻撃をしない保障の下に、国連憲章と国際法に基づいて早期に戦争を終わらせる合意に至るよう、日本政府の果たす役割を県からも政府に進言することが必要と思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交や防衛といった国家の安全保障に関することは、国会で十分に議論され、政府として責任を持って判断がなされるべき事項であると認識しております。

一方でこれらは、国民の安全・安心や生命・財産に直接関わる重要な問題であり、とりわけ現在の中東情勢の緊迫化については、県民生活をはじめ、地域経済にも様々な影響が生じてきておりますことから、強い危機感を持って受け止めております。

私としましては、引き続き、今、関係部長が答弁しましたような現場の実態、声というものを国に届けてまいりたい、そして、国において、国民生活への影響を最小限にとどめるよう努めるとともに、国際社会の平和と協調に向けた不断の外交努力に尽力されることを切に期待しております。

○前屋敷恵美議員 よろしくお願いいたします。命を奪い合う戦争をまず止めることが、世

界はもとより日本の、そして県民の暮らしや経済を守ることにもつながりますから、その間はしっかりと国と行政が県民の皆さんを支えることだと思います。その点を強く要望しておきたいと思います。

続いて、中学校の給食無償化について伺います。

今年4月から、国の施策で小学校給食の無償化が始まりました。国に無償化制度をつくらせる大きな力となったのが、これまでの自治体独自の無償化や軽減制度の実施の全国的な広がりです。県内でもほとんどの自治体が住民の要求を受け止めて、独自の財源での無償化や一部補助の支援の努力が国を動かし、制度化されることになったと思います。

文科省は今年度予算に、学校給食費の抜本的な負担軽減として1,649億円を予算計上し、1人当たりの基準額の上限を5,200円として、国と都道府県で2分の1ずつ負担する、都道府県分は地方交付税で措置され、県は1人当たりの基準額を市町村に交付するという仕組みです。

しかし今、物価高騰の中で、5,200円の基準額を超える状況であることが、昨日の、そして今日の質問の中でも明らかになりました。その分が自治体負担や保護者徴収となると、完全無償化にはなりません。基準額の引上げを国に求めていくことが必要です。ぜひ国に強く要求していただきたいと思います。

次に、学校には、アレルギーや不登校など、様々な理由で給食を食べることができない児童がいます。それぞれの自治体において適切な支援を必要としますが、負担軽減事業の対象となるのか、その対応について、教育長、お答えいただきたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 小学校における給食

費の負担軽減事業につきましては、重度のアレルギーや不登校、宗教上の配慮が必要である場合など、恒常的に給食を食べることができない児童についても支援対象となります。

5月1日現在、県内2市が給食を食べることができない児童も対象としております。

教育委員会としましては、本制度の周知に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ最適な対応をしていただきたいと思います。

またもう一つ、給食の食材調達について伺いたいと思います。

私は、もっと米の需要を増やし、野菜や果物、生鮮食料品はできる限り県内産や地元産を使い、農家や生産者とつながれるものにして、また、農家の生産性を高めるものにしていくことが重要だと思います。そして、地元の農産物で、地元愛に満ちた安心・安全な給食を子供たちに提供してほしいと思います。

食材調達の現状と今後目指す方向性について、教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 学校給食において地場産物を使用することは、地域の食材への理解や生産者への感謝の気持ちを育むとともに、地域の農業振興の観点からも重要であると考えております。

令和6年度の文部科学省の調査によると、米を含めた地場産物の本県の使用割合は64.5%であり、全国平均56.4%と比べ8.1ポイント高くなっております。

なお、県内の学校給食における御飯は、現在、全て県産米を使用しております。

教育委員会では、毎月16日を「ひむか地産地消の日」として、地場産物の使用を推進しますとともに、学校給食担当者会等において、地場

産物を使った献立の紹介等を行っております。

引き続き、市町村と連携しながら活用促進に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひもっともっと充実させていっていただきたいと思います。

そこで、公立小学校無償化になりました。次は、中学校無償化の一日も早い実現だと思います。既に県内で、各市町村それぞれの努力で、これまで小中学校の無償化を実施してきた実績もあるわけですから、ここで、県が独自の財産で、市町村と協力して中学校無償化に踏み出すことが、国の施策としての実現を迫る大きな力になっていくと思います。

子供の貧困対策にも、子育て支援にもつながる給食費の無償化です。小学校に続く中学校の実現に県が努力していただきたい、県の努力を求めたいと思います。

財源は、重点支援地方交付金の有効活用です。県レベルでは、栃木県がこの交付金を活用して、2026年度、今年から小中学校の給食無償化制度の実施を始めました。全国では、青森県、東京都、和歌山県、そして栃木県です。ぜひ宮崎でも足を踏み出していこうではありませんか。できないことはないと思います。それは、子供たちにとって何が必要か、何を優先させるか、予算の位置づけだと思います。

ぜひ教育長の英断を求めたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 学校給食は、児童生徒の健全な発達のために提供されるものであり、全国どの地域においても、学校給食摂取基準に基づく給食が安定的に確保される必要があることから、給食費につきましては、国の責任において、一律の基準に基づき支援を行うべきであると考えております。

このため、中学校給食費の負担軽減につきましても、恒久的な財源を確保した上で、早期に実施するよう、国に対し、全国都道府県教育長協議会及び全国知事会を通して要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 もちろん全国一律で早期に行うことが重要でありますし、当然だと思うわけですが、しかし、そこに至らない間は、やはり地方自治体で努力することが子供たちにとっても必要ではないかと思います。

ここで、知事にもコメントをいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。子育て支援の要として、中学校給食無償化の県独自の財源を使つての実現です。よろしくお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 今、教育長が答弁したとおりであります。学校給食の重要な役割、そしてこれがやはり全国一律に行われるべきものではないかという考え方の下で、これまで国に、国の責任において一律の基準に基づき支援を行うべきものということで要望を行ってまいりました。

小学校については実現したわけですが、中学校給食費の負担軽減についても、引き続き、全国知事会等を通して、国に対してしっかり要望してまいります。

○前屋敷恵美議員 国には要望しつつも、県独自の施策も必要かと思いますので、今後の検討をよろしくお願いいたします。

子供たちが毎日食べる給食は、お金の心配をせずに、安全で温かく、おなかいっぱいになって、おいしくて自然と会話が弾む、そういった時間になるような豊かさを子供たちに提供していきたい、このように私も思いますし、自治体の皆さん方もそのように思っておられると思い

ます。子供を大切に育てていく、この観点で、ぜひ皆さんの御努力もいただきたいと思います。

それでは続いて、こども誰でも通園制度について伺います。

こども家庭庁が子育て家庭への支援として創設した、こども誰でも通園制度の本格運用が今年から始まりました。

全ての子育て家庭の3歳未満児が対象で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できるとされていますが、この制度、事業の概要をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、全ての子供の健やかな成長や、保護者の孤立の解消を目的に、今年4月から始まった制度であり、対象は生後6か月から2歳までの未就園児で、原則、月10時間を上限に利用が可能です。

県内では、保育所等の多くが空き定員の枠内での受入れを行っており、安心して利用できるよう、保護者は事前に施設との面談を行うこととなっております。

○前屋敷恵美議員 この事業については、試行的事業として、2年ほど前から実施されてきました。利用された保護者や受け入れている保育現場の声など、現状をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 利用した保護者からは、「家庭ではできない遊びや活動を経験できた」「子育ての悩みを相談でき、大きな安心感につながった」などの意見が寄せられています。

また、施設からは、「子育てに悩む保護者の手助けができた」「就園の際の円滑な受入れに

つながった」と評価する声がある一方、不定期で利用する子供への配慮や、業務の負担に対する不安の声も聞かれました。

運用間もない制度でありますことから、県としましては、利用者や施設の声など、運用の状況を確認しながら、子供の成長を後押しできる制度となるよう努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 預けられる子供にとってはどうなのか、受け入れる保育現場はどうなのか、今、部長のほうからも一定のお話がありました。

慣れない場所で、見知らぬ保育者に短時間預けられる子供の負担は大きいと思います。

また、通常保育の場に受け入れる場合など、通常保育を受けている子供たちの集団に、短時間の子供が不定期で入ってくることは、保育所で毎日を過ごしている子供を不安にさせることにもなりかねません。

現在、この誰でも通園制度と類似した、同じような一時預かり事業というのがあります。この利用状況はどうなのでしょう。同じようなものを幾つもつくるのではなくて、事業の条件整備を図って、保護者にとっても子供たちにとっても、安心できるものに充実させることなどが考えられないものかと私は思います。

子供の育成の観点からも、この誰でも通園制度をどのように考えておられるか、福祉保健部長、改めてお願いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 子供にとって、家族以外の人との関わりにより、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、成長する機会が得られるものと考えております。

また、保護者にとっては、専門的な知識を持つ保育士等の助言により、孤立感や不安感を解消でき、育児の負担の軽減にもつながっていく

ものと考えております。

このため、この制度は、全ての子供の育ちを応援し、社会全体で子育てを支える上で、重要な意義を持つものと考えております。

○前屋敷恵美議員 3歳未満児を抱える家庭の子育てへの支援は大事です。しっかり支えなければなりません。しかし、単に、既存の保育所に不定期の短時間保育を受け入れさせるという点では、様々な懸念がよぎります。

一つに、事業そのものが抱える問題です。昨年、2025年度までは、事業の実施主体は市町村でした。本格実施の今年からは、利用者と事業者の直接契約となって、それは今部長もお答えいただきましたが、利用者が施設の空き状況を調べて予約するということになります。これでは市町村の責任が曖昧になるという点です。何らかの事故が起きたときに当事者任せとなり、公的には関わりづらくなることです。

また、受け入れる保育現場にとっても、低過ぎる条件設定での実施が求められるということです。短時間保育や初めての子供を日々受け入れるには、十分な体制と保育のスキルが必要です。通常保育でも保育士不足や低過ぎる処遇で疲弊している今の保育現場に、新たな負担を強いることになりかねないのではないのでしょうか。

少子化で子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ3歳未満児への支援を求める声は、本当に大きくあります。子供だけでなく、親も含めた支援づくりが必要です。制度の改善や条件整備など国にも要望しながら、最高の子育て環境を整えるために、県にも尽力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では最後になりますが、平和台公園の再整備について伺います。

県は、7年後に迎える置県150年の記念事業として、宮崎市の平和台公園と県総合博物館を大規模リニューアルする方針を明らかにしました。次世代の探求心を育む「知の拠点づくり」を目指すとしています。

改めて、平和台公園を訪ねてみました。韓国からの観光客も見えていました。全てを回ることではできませんでしたが、自然に包まれ、広大な敷地には、公園のシンボルとしている八紘一字の塔がそびえ、コケむしたはにわ公園は、趣はありますが、中は少々薄暗く、はにわ館は閉鎖されておりました。遊歩道やアスレチックなどを備えて、散歩や家族連れ、市民、県民の憩いの場として大いに活用が図られているようですが、老朽化は否めません。

また、総合博物館も開館から半世紀以上が経過して、雨漏りの話も聞いておりましただけに、併せて整備計画があることは、予算のことはありますが、必要なことだと思います。

そこで、再整備計画についての概要をお聞かせください。

また、もう一点、県民に親しまれる公園として、県民の声、要望などが生かされることが重要だと思います。

そこで、パブリックコメントなどはもちろんですが、建設に当たっての委員会等に、公募などで選ばれた県民の代表が参加して、意見を述べる場がつかれないものかと思います。そのあたりも含めて、構想についてのお考えをお聞かせください。知事、お願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県立平和台公園は、宮崎市内にありながら、豊かな自然環境に恵まれ、遊具施設等も設置されるなど、長年にわたって、広く県民の憩いの場として親しまれております。私も、公舎の割と近くでありますの

で、散歩やジョギングのコースとして活用しているところであります。最近では、「イノシシに注意」という看板もありまして、警戒もしているところであります。

この公園も魅力あふれる場所ではありますが、開園から約70年が経過し、老朽化が進んでおりますことから、置県150年プロジェクトとして取り組む「知の拠点づくり」の一つに位置づけ、再整備を検討しているところであります。

本公園の整備に当たりましては、同じく「知の拠点」として再整備に取り組む総合博物館との機能の連携も視野に入れ、子育て世代や若者をはじめ、利用される県民の皆様の御意見もしっかりと伺いながら、宮崎の自然を学び、楽しめる次世代育成のフィールドを目指して検討を進めてまいります。

○前屋敷恵美議員 構想やその具体化にはまだまだ時間がありますので、ぜひ県民の皆さんの要望、声がしっかりと位置づけられるような整備を行っていただきたい、このように思います。

次に、平和の塔について伺います。

県立平和台公園には、戦時中の1940年に建設され、現在、公園のシンボルとされている、八紘一字の文字が刻まれた高さ36.4メートルの巨大な石造りの塔があり、平和の塔と呼ばれています。

そのそばには、戦後削られていた八紘一字の文字を復元した当時の県知事、黒木博知事の名で、この塔の由来を記した碑文があります。そこには、「世界各地の日本人団体、友好諸国から寄せられた切り石1,798個を含む石材834立方メートルで築かれた」と、また「八紘一字の文字が、永遠の平和を祈念して刻み込まれている」などと記されています。

しかし、切り石のうち300個余りは、中国など当時の日本の植民地や占領地からのもので、侵攻していた日本軍部隊の名で送られていたものであることなどが、民間団体の調査で明らかになっています。

また、建設当時、戦争推進のスローガンであった八紘一字という言葉、永遠の平和を祈念した言葉であるという誤った歴史認識を県が表明していることは、甚だ遺憾であり、問題です。

遅きに失したとはいえ、八紘一字の塔の史実を正確に伝え、そのことを教訓に、文字どおりの平和公園にすることが必要ではないでしょうか。次世代の探求心を育む「知の拠点」にすると言うのであればなおさらのこと、真実を伝えるべきです。

今回の公園再整備を機に、この碑文を改めることを求めたいと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） この県立平和台公園は、改めて、宮崎市街地を一望できる自然林に囲まれた丘陵地に位置し、散策路や展望台など県民が自然と触れ合う場として、また、県を代表する観光地としても、長年にわたり、県内外の方から広く親しまれているところであります。

御指摘の平和の塔を取り巻く背景あるいは経緯については、いろいろな御意見があろうかと存じますが、現状のまま保存してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 果たして今のままでいいのかどうか、検証が求められると思います。

日本が起こした侵略戦争は明白な事実です。その戦意高揚のために用いた八紘一字という言葉、永遠の平和を祈念した言葉であるなどと

真逆の説明を碑文に記すなどは、県の、ひいては日本の歴史認識が大きく問われる問題だと思います。このグローバル化の中で、全く通用しない話ではないでしょうか。

平和台公園を世界の観光客にもとの構想があればなおさらのこと、間違いは真摯に受け止め、正すことに何らはばかることはありません。勇気を持って決断のときだと思います。この整備計画をもって改めることを再度要望したいと思います。知事の決断を期待いたしております。よろしくお願いいたします。

時間をちょっと残しましたが、準備いたしました質問は以上です。今回は、憲法9条を持つ日本が戦争への道を再び歩むのか、日本が岐路に立つ問題を県のみならず、県民、国民が共に考えることを提起いたしました。少子化の中で、子育て、子育てを考える問題、困難に直面している県民の暮らしと経済をどう守るのか、行政の果たすべき役割を質問させていただきました。

ぜひ最善の方策で事に当たっていただきたい、このことを申し上げまして、一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第24号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第19号から第22号まで採決

○外山 衛議長 まず、公安委員会委員、収用委員会委員及び同委員会予備委員の任命の同意

についての議案第19号から第22号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号から第22号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第18号まで、第23号、
第24号、報告第1号及び第2号
並びに請願委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第18号まで、第23号、第24号、報告第1号及び第2号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日17日から22日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、23日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時48分散会